



1999年8月に設立し、市民活動の発展を図るための基盤づくり、情報提供等に取り組んでおり、東日本大震災以降は避難者支援活動に力を入れています。

〈連絡先〉 ☎ 090-5426-8012 高松

◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日ごろの取り組みをご寄稿いただきます。

### 避難者は月日が経つほど悩みが出てきます

早いもので東日本大震災から約6年、平成28年熊本地震から約1年になりますが、これらの災害により本県に避難されている方は平成29年2月15日現在で3,309名となっています（県災害対策課ホームページより）。

よこはま・七つ星（以下、七つ星）では、避難者の悩みや戸惑いを少しでも和らげ、生活が楽しく、充実したものとなるよう支援活動に取り組んできました（表参照）。

活動に参加した避難者からは「避難したばかりで右も左も分からず、毎日生きるのが精一杯」等の声も聞かれていましたが、日が経つに従い、少しずつ本県での生活にも慣れてきた様子が見られるようになりました。



（鎌倉建長寺での1泊2日交流会）

「多くの人と出会うことができ、ホッとしました」と安堵の表情が見える一方で、将来に対する不安等、個々の抱える悩みは深刻化する傾向が見られます。このため七つ星では、避難者が身近な地

域で自立生活を送ることができるよう、地域との“つなぎ役”としての活動を重視し、今後は自治会長等、キーパーソンとなる方と接する機会を充実させながら、避難者への理解を求めていきたいと考えています。また、読者の皆様には支援活動へ参加し、避難者の現状を改めてご理解いただきたいと思います。

#### よこはま・七つ星による避難者支援活動

交流サロン	日時：月2回程度 水曜日（午前10時～午後3時） 会場：かながわ県民センター11階	「誰かと話したい」「同郷の人に会いたい」等の思いをお持ちの方なら、どなたでも自由にご参加いただけます。参加者同士でおしゃべりをしたり、スタッフのお手伝いをいただいたり…ここでは楽しく、また悩みを共有しながら、皆で貴重な時間を過ごしています。
地域交流会	各地の行政の協力により、年2～3カ所で開催	
避難者宅への訪問	避難後に高齢者福祉施設へ入居された方や、電車での移動に慣れず自宅にこもりがちな方、その中には同じ境遇の方と話をしたいとは思いつても、どうすることもできない方がいます。そのような方々を支えるため、七つ星のスタッフがご自宅等へ適宜訪問をしています。	
相談支援		困っているけれど、どこに相談をしたらよいか分からず、避難後から悩みを持ち続けている方は多く、電話や面談による相談支援に取り組んでいます。スタッフによる助言や、各支援団体へのつなぎ等により、困りごとの解決に向け努めています（随時）。

平成28年度  
社会福祉施設  
総合損害補償

# しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険 検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の

## 事故・紛争円満解決のために！

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

### プラン1 施設業務の補償（賠償責任保険、動産総合保険）

#### 1 基本補償（賠償・見舞）

保険期間1年

補償金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	死亡10万円 後遺障害0.3-10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)	死亡10万円 後遺障害0.3-10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)
	傷害見舞費用	死亡時100万円 入院時1.5-7万円 通院時1-3.5万円	

年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1～50名	35,000～61,460円
51～100名	68,270～97,000円
以降1名～10名増ごと	1,500円

付見舞費用(B型)

基本補償(A型) 保険料	+	[見舞費用加算] 定員1名あたり 入所：1,300円 通所：1,390円
--------------	---	---



スケールメリットを活かした  
充実した補償と  
割安な保険料  
です。

### プラン2 施設利用者の補償

### プラン3 施設職員の補償

### プラン4 社会福祉法人役員の補償

◆28年度新設 使用者賠償責任補償(プラン3-①オプション)  
社会福祉法人役員の賠償責任補償(プラン4)

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第三課  
〈保険会社〉 TEL: 03(3593)6824  
受付時間: 平日の9:00～17:00(土日・祝日、12/31～1/3を除きます。)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

(SJNK15-17043 2016.02.18 作成)